

太田川高瀬堰の立ち入りについて

太田川高瀬堰周辺の立入について、HPにご意見を頂きました。

ご意見に対する回答（対応）をお知らせいたします。

【HPに寄せられたご意見】

高瀬堰は堰から 30m 以内は立ち入り禁止のはずですが、この時期サツキマスを釣るために多くの人が立ち入っています。

しかしながら高瀬堰の管理事務所では釣り人への見回りや警告をしていません。自分も太田川でアユ釣りをしていますが事故が起こってからでは遅いと思われますし、御事務所の管理体制不備も指摘されます。

現場の赤白のボールの上流が立ち入り禁止であることも分かりづらく、そのため第三者のチェックとなる通行者などの目でもチェックできていません。

管理事務所が無人ならともかくカメラ等で監視しているのならマイク警告や現場で退去の指示などすべきと思われます。

警告や現場で退去の指示など人手不足できないと言われるのなら、立ち入り禁止区域が分かるように大きな看板や書き物を明示して罰則も明記すべきです。

また立ち入り禁止場所に人が入っても釣りができないようにさせるために、橋の欄干や可動堰にロープやネットなどを垂らすとかすることで、魚や増水時には影響がなく釣り人が入っても釣りができない環境が作れます。

一番有効な対策箇所は安佐南区・安佐北区寄りのそれぞれ魚道横の可動堰ですので、事故が起こる前に対策をお願いします。

漁協との連携をいただき対策をお願いします。

対策がない場合は別機関・インターネット上の開示など別メディアへの連絡も考えております、早急な対策をお願いします。

【ご意見に対する見解】

ご意見ありがとうございます。

ご指摘のとおり、高瀬堰から下流 30 m以内を立入禁止区域に設定しています。

これは、堰から下流 30 m部は深くなっており、安全面を考慮して立入禁止としています。

立入禁止区域が分かるように赤白のボールの設置や看板により禁止区域をお知らせしていますが、看板とボールが離れているなどご指摘のとおり分かりづらい点がありました。

これにつきましては、「川からでも立入禁止区域が分かるような表示」や「立入禁止の看板に、高瀬堰下流の立入禁止場所を分かりやすくなるよう工夫」をして行く予定です。

また、釣り人への見回りや警告をしていないとのご指摘ですが、管理所から目視、あるいは徒歩巡視により見回りを実施し、立入禁止区域内に立ち入られた方には、確認次第、速やかに退去していただくようにスピーカー等での警告を退去していただくまで続けております。

なお、立入禁止区域直下流から禁止区域に向けて釣りをされている方がいることも認識しておりますが、立入禁止区域外のため警告はしておりません。

また、可動堰にロープやネットなどを垂らすことについては、洪水時にゴミや立木が引っかかり、堰の管理に支障をきたすため実施できませんのでご理解をお願いします。

河川内からでも立入禁止場所が分かるように表示や看板を工夫し、安全に太田川をご利用いただけるよう努めて参りたいと思います。

対応が進みましたら、改めてお知らせいたします。